［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ **第81条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 二　第78条第１号、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第６号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３、第13号の４、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の２（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑	二十七の二　第64条の３第１項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者 二十七の三　第64条の３第４項の規定による命令に違反した者 二十七の四　第64条の３第６項の規定による命令に違反した者 ［加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。